

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2023年12月4日
【会社名】	株式会社技研製作所
【英訳名】	GIKEN LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長CEO 大平 厚
【本店の所在の場所】	高知県高知市布師田3948番地1
【電話番号】	(088)846-2933
【事務連絡者氏名】	常務執行役員 柳瀬 安伸
【最寄りの連絡場所】	高知県高知市布師田3948番地1
【電話番号】	(088)846-2933
【事務連絡者氏名】	常務執行役員 柳瀬 安伸
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2023年11月28日開催の当社第42期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
2023年11月28日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金20円

総額544,352,200円

剰余金の配当が効力を生じる日

2023年11月29日

第2号議案 定款一部変更の件

定款の一部を以下のとおり変更する。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
(取締役会の招集権者および議長) 第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>社長</u> が招集しその議長となる。 社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の決議により定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。	(取締役会の招集権者および議長) 第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>あらかじめ取締役会の決議により定めた取締役</u> が招集しその議長となる。 <u>前項の取締役</u> に事故あるときは、あらかじめ取締役会の決議により定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

第3号議案 取締役7名選任の件

森部慎之助、大平厚、前田みか、森野有晴、岩黒庄司、久松朋水、岩城孝章を取締役に選任する。

第4号議案 監査役3名選任の件

油野昭彦、松岡さゆり、浪越一郎を監査役に選任する。

第5号議案 取締役の報酬総額改定の件

取締役の報酬総額を年額350百万円以内(うち社外取締役分50百万円以内)とする。

第6号議案 取締役(社外取締役を除く)に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の対象取締役に対して、譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給する。

なお、譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、年額50百万円以内(ただし、使用人兼取締役の使用人分給与は含まない。)とする。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	209,583	424	-	(注)1	可決 98.46
第2号議案	209,670	337	-	(注)2	可決 98.50
第3号議案					
森部 慎之助	208,403	1,602	-	(注)3	可決 97.90
大平 厚	208,605	1,400	-	(注)3	可決 98.00
前田 みか	208,954	1,051	-	(注)3	可決 98.16
森野 有晴	209,053	952	-	(注)3	可決 98.21
岩黒 庄司	209,225	780	-	(注)3	可決 98.29
久松 朋水	209,253	752	-	(注)3	可決 98.30
岩城 孝章	209,137	868	-	(注)3	可決 98.25
第4号議案					
油野 昭彦	169,277	40,724	-	(注)3	可決 79.52
松岡 さゆり	208,631	1,374	-	(注)3	可決 98.01
浪越 一郎	209,441	564	-	(注)3	可決 98.39
第5号議案	209,485	491	29	(注)1	可決 98.41
第6号議案	209,108	897	-	(注)1	可決 98.24

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上